

第22回

奥州市都市計画審議会議事録

令和2年11月18日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第22回奥州市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年11月18日(水) 午前10時00分
- (2) 場所 奥州市役所 7階 委員会室

2 議事

議案第1号 奥州都市計画用途地域の変更について

議案第2号 奥州都市計画特別用途地区の変更について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15名

内訳	1号委員	7名
	2号委員	5名
	3号委員	3名

- (2) 出席委員数 9名

1号委員	鎌田卓也
	菅原繁夫
	千田幸
	星洋子
	鈴木まゆみ
2号委員	加藤清
	千葉康弘
3号委員	白旗牧人
	及川健

- (3) 欠席委員数 6名

1号委員	及川正和
	菅原正堯
2号委員	小野寺重
	阿部加代子
	菅原圭子
3号委員	柵瀬敏行

4 議事

午前10時00分

(1) 市民憲章唱和

(佐藤都市計画課長補佐)

それでは、定刻となりましたので、進めさせていただきたいと思います。

まず初めに開会に先立ちまして、奥州市民憲章の唱和を行いますので、皆様方御起立願います。

私が前段を読み上げますので、後段を御唱和ください。

「わたしたちは、歴史・伝統・自然に恵まれたこのまちの市民であることを誇りとし、さらに良いまちをめざして市民憲章を定めます。」

「ひとつ」

「ふるさとを愛し いきいきと働くことができるまちをつくります」

「ひとつ」

「すすんで学び 文化のかおり高いまちをつくります」

「ひとつ」

「みんなが手をつなぎ 健康で明るいまちをつくります」

皆様ありがとうございました。どうぞ御着席ください。

(2) 開会

(佐藤都市計画課長補佐)

それでは只今より第22回奥州市都市計画審議会を開会いたします。

初めに会議の成立について、御報告申し上げます。本審議会委員15名中、1号委員の及川正和委員、菅原正堯委員、2号委員の小野寺重委員、阿部加代子委員、菅原圭子委員、3号委員の柵瀬敏行委員から欠席の報告があり、本日は、9名の出席となっております。

従いまして、奥州市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により委員の2分の1以上が出席しており、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、小沢市長より御挨拶申し上げます。

(3) 挨拶

(小沢市長)

改めてみなさんおはようございます。

鎌田会長をはじめ委員の皆様には何かと御多忙と拝察するとき、御出席を賜りまし

たことに心から感謝申し上げます。

本日は第22回の都市計画審議会ということでございまして、市から審議会宛、2つの議案について、変更の内容についてお諮りをし、御議論をいただきたいという内容でございます。1つは、奥州都市計画用途地域の変更についてと、2つ目として、奥州都市計画特別用途地区の変更についてと、この2つについて審議会に御意見、お諮り、御協議をいただきたいという内容でございます。

詳しく説明を申し上げますし、不明な点、あるいはお気づきの点があれば、御忌憚なく御発言をいただき、より良い内容で御審議賜れればと思います。何かとお忙しい中重ねて申し上げますが、お集まりいただきましたことに心から感謝申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(佐藤都市計画課長補佐)

審議に入る前に、鎌田会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

(鎌田会長)

それでは、御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中御参集いただき誠にありがとうございます。日頃より本審議会の運営につきまして、御理解と御協力を賜り重ねて感謝を申し上げます。

さて、本日の審議会は先般8月に協議がありました、用途地域の変更関連の審議が2件とのことであります。この用途地域は都市の適正かつ合理的な土地利用を実現するための最も基礎的な都市計画であります。そのため、今回の変更は奥州市都市計画マスタープランに掲げるコンパクトで効率的な市街地づくりを進めるための重要な案件であると考えます。皆様におかれましては、それぞれの御見識、御立場から、御意見を賜り、会議の進行に御協力くださるようお願い申し上げます、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(4) 議事

(佐藤都市計画課長補佐)

それでは、次第3の議事に入ります。本日、御審議をお願いいたします案件について、市長より御諮問申し上げます。委員の皆様には、諮問書の写しをお手元に配付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

それでは、市長と鎌田会長は、前へお願いします。

〔市長と鎌田会長、自席前へ〕

(小沢市長)

先程も、挨拶で申し上げましたが、2件について、奥州市都市計画審議会に御諮問申し上げます。1つ目が、奥州都市計画用途地域の変更について、諮問するものであります。もう1つは、奥州都市計画特別用途地区の変更について御諮問申し上げます。以上2件でございます。何卒御諮問の程よろしくお願いいたします。

【議案第1号諮問書】

奥 都 第885-1号
令和2年11月18日

奥州市都市計画審議会
会長 鎌田 卓也 様

奥州市長 小沢 昌記

奥州都市計画用途地域の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、諮問します。

【議案第2号諮問書】

奥 都 第885-2号
令和2年11月18日

奥州市都市計画審議会
会長 鎌田 卓也 様

奥州市長 小沢 昌記

奥州都市計画特別用途地区の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、諮問します。

〔市長から会長へ「諮問書」を手渡す〕

（佐藤都市計画課長補佐）

ありがとうございました。

なお、市長は、この後公務があるため大変恐縮でございますが、ここで退席とさせていただきます。

（小沢市長）

それでは、御審議の程、よろしくお願いいたします。

〔市長退席〕

(佐藤都市計画課長補佐)

それでは、ここからは当審議会条例第4条第2項の規定により、鎌田会長の進行でお願いいたします。

(5) 審議

(鎌田会長)

それでは、議案の審議に移らせていただきます。

なお、本日の審議会は、奥州市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開するものとします。

また、本日の審議会の内容につきましては、議事録を作成し公表するわけですが、その議事録の署名人に、2号委員の加藤清委員と3号委員の白旗牧人委員の御二方に、お願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

[ふたりとも「はい」と呼ぶ]

よろしく申し上げます。

【上程】

それでは議案審議に入ります。

本日、審議します、議案第2号「奥州都市計画特別用途地区の変更について」は、議案第1号の「奥州都市計画用途地域の変更」に伴うものでありますので、当審議会規則第5条第2項の規定により一括上程とします。

事務局より説明をお願いします。

【説明】(事務局)

(渡辺都市整備部長)

都市整備部長の渡辺でございます。私の方から、今回の諮問内容の概要について御説明いたします。

今回諮問いたしましたのは、胆沢の一部を含む水沢地域、江刺地域、前沢地域、3つの地域それぞれの都市計画用途地域の一部変更でございます。この点については、8月5日の審議会にて変更素案について御説明させていただきました。その後、市民説明会や公聴会を開催してまいりましたが、修正すべき点はないことから、先に御説明いたしました素案を最終的な変更案として、今回の審議会にお諮りするものであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

(古山都市計画課長)

都市計画課長の古山でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付しております資料により、御説明させていただきます。

先程、部長の方から御説明があったとおり、前回8月5日に御協議していただきました変更素案からの修正はございませんので、議案第1号、議案第2号の変更計画書の説明や読み上げについては、割愛させていただきます。私の方からは、8月5日の都市計画審議会以降に実施しました変更手続きの状況について御説明いたします。

参考資料を御覧ください。1ページ目をお開きください。住民意見の反映については、1から4までの手続を行っております。上から順に御説明したいと思います。

1、都市計画変更素案の公表及び縦覧でございます。令和2年8月21日から9月18日までの4週間、変更素案の公表、縦覧を行いました。縦覧者は6名という結果でございました。この素案の公表にあたっては、市の広報誌「おうしゅう」で、4ページの特集を組むほか、市のホームページで公表するなど幅広く周知しております。

2、都市計画変更素案住民説明会であります。8月下旬から9月上旬にかけ、この変更素案の住民説明会を江刺、水沢、前沢でそれぞれ午後と夜の2回ずつ行い、最終日の休日に全体として1回、合計7回の説明会を行い、12名の方に参加していただいております。この素案説明会の意見の概要につきましては、2ページから4ページに掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。なお、意見としては、都市計画全般に関するものが多く、今回の変更内容に直接影響を及ぼすものはございませんでした。

3、都市計画公聴会でございます。都市計画の案を作成するため、9月29日に都市計画法第16条第1項の規定に基づく、都市計画公聴会を開催いたしました。意見内容につきましては5ページにまとめております。5ページをお開きください。内容としましては、用途地域の変更に対する意見ではなく、国税や農業振興に関するものでございました。公述人Aの1番目の意見につきましては、国税の件であり内容も詳しく提示されなかったものから、個人的なものと判断し、回答を控えさせていただきます。2番目の意見に対しては、No. 9-2馬場先地区というところでございますが、用途地域が廃止されると同時に農業振興地域に編入される予定となっております。農業振興地域に編入されれば、これまで活用ができなかった基盤整備事業や多面的支払対策事業などの農業施策事業の導入が可能となりますので、今後地元の声をかけて、岩手県や土地改良区などの関係機関と連携を図りながら、地域にとって何が良いのか一緒になって考えていきたいと思っております。また、公述人Bの意見でございますが、対象地区のNo. 7, No. 8につきましては、現状が用途地域のままでは、基盤整備事業や多面的支払対策事業などの農業施策事業の導入ができないのが実情でございます。現在、土地改良区に対して、市から助成金を交付し、用途地域内の用排水路などの整備などはしておりますが、交付金に上限がありますので、抜本的な解決にはなっていないのが現状です。よって、都市

計画変更後になりますが、当該地区において、今後1番何が良いのか、どのように土地利用施策を展開していくのか、一度地元や関係機関と膝を交えながら考えていきたいと考えております。これらは、説明会においても同様に回答している次第であります。現在の制度の中で物事を考えるのではなく、多角的な視点で考えていければと考えています。

最後に4、都市計画変更案の縦覧及び意見書の受付でございます。公聴会が終わりまして、確定した都市計画変更案を令和2年10月19日から11月2日までの2週間、公衆の縦覧に供し、縦覧者は1名という結果となっております。なお、この変更素案に対しての意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第1号奥州都市計画用途地域の変更について、議案第2号奥州都市計画特別用途地区の変更について、これまでの経過について御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(鎌田会長)

それでは、事務局より説明がありました、この2つの案件につきまして御審議していただきたいと思えます。

【質疑】

どなたか御意見、御質問がありましたらお願いします。

ございませんでしょうか。

【採決】

それでは、御質問がないようですので採決に入らせていただきます。

議案第1号「奥州都市計画用途地域の変更について」、議案第2号「奥州都市計画特別用途地区の変更について」、原案のとおり決することとしてよろしいか、決議をとります。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔出席委員全員挙手〕

全員の賛同をいただきました。大変ありがとうございます。

それでは、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり決することといたします。

以上で、本日予定していた議案は全て終了いたしました。私のほうから市長へ答申申し上げます。

御協力ありがとうございました。

(6) 閉会

(佐藤都市計画課長補佐)

以上をもちまして第22回奥州市都市計画審議会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

午前10時19分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名捺印する。

令和 年 月 日

2号委員

印

3号委員

印